

KASHIWARP 利用ポリシー

2024/10/07/ ver.1.2

本文書は、国立がん研究センター東病院（以下、NCCE）が設置するスパコン「KASHIWARP」を公正かつ円滑に活用するために、KASHIWARP とそこに保管されたデータを利用し研究を行う企業・アカデミア・団体等の研究者（以下、利用者）が遵守すべき事項を示したものである。

用語の定義

KASHIWARP データ: 全国から集積されるがん患者のゲノム情報及び臨床情報に関するデータベース。一部のデータセットについては、KASHIWARP を介して、新しい医療の研究開発等の利用目的のために利用者へ提供される。

KASHIWARP 利用許諾等: データ利活用を目的とした、利用者への KASHIWARP データの開示、提供、又は利用許諾等。

NCCE の役割

1. KASHIWARP 運営・運用委員会は、KASHIWARP 利用許諾等を行うことができるものとする。データの利用許諾等を受ける者が本ポリシーの定め違反した場合、データの利用許諾等の停止、新たな利用申請の拒絶等の措置を講ずることができる。
2. KASHIWARP 運営・運用委員会は、学術研究や医薬品等の開発を目的とする KASHIWARP の利用申請に対して利用許諾等を行う。
3. KASHIWARP データの利用許諾等の対象となるデータは、別途定める。

KASHIWARP 利用

1. 利用者は、以下の書類を KASHIWARP 運営・運用委員会に提出し、承認を得るものとする。
 - 利用申請書
 - 所属機関での利用者リスト
 - セキュリティチェックリスト
 - 必要に応じ、倫理審査委員会の承認書
2. 利用者は、KASHIWARP 運営・運用委員会より許諾を受けた KASHIWARP データおよび利用目的以外に KASHIWARP データと KASHIWARP を使用してはならない。
3. KASHIWARP 利用において、所属単位ごとに研究責任者が利用者リストに記載されている中から利用者の KASHIWARP データ利用に関する情報管理を統括する情報管理責任者を任命（研究責任者と兼任可）する。
4. 利用者所属機関の研究責任者は、KASHIWARP 運営・運用委員会または KASHIWARP 運

- 営・運用委員会が指定する第三者が実施する監査に協力すること。
5. 利用者所属機関の情報管理責任者は、年に一度、利用更新を行い、KASHIWARP データ取り扱いセキュリティチェックリスト（以下、セキュリティチェックリスト）を KASHIWARP 運営・運用委員会に提出すること。提出期限は毎年 4 月 1 日から 30 日とする。
 6. 情報管理責任者は、セキュリティチェックリストを利用者に周知して遵守させること。
 7. 利用者は、KASHIWARP 利用方法について、セキュリティチェックリストと KASHIWARP 利用ポリシーを遵守すること。
 8. 利用者は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針等の法令や指針を遵守すること。
 9. 利用者は、KASHIWARP へのアクセス端末の利用に関して情報管理責任者の指示に従い、セキュリティーチェックリストによるチェックを定期的を実施すること。
 10. KASHIWARP のアカウント ID やパスワードは、利用者間であっても共有しないこと。また、パスワードは他人が類推できない十分な強度に設定すること。
 11. KASHIWARP と接続するアクセス端末から外部のネットワークには直接接続しない厳重なセキュリティ対策を講じること。
 12. アクセス端末は、部屋の施錠、部屋の入退出管理、盗難防止措置により厳重な管理を行うこと。
 13. アクセス端末から離れる場合は、KASHIWARP からログアウトするか、端末をロックすることにより、他者から KASHIWARP データが見えないようにすること。
 14. アクセス端末には最新のセキュリティパッチを適用すること。
 15. 利用者は、原則、KASHIWARP データを KASHIWARP 外に持ち出さないこと。
 16. 利用者は、次の条件を満たす場合に限り、利用者所属機関の研究代表者又は情報管理責任者の持ち出し許可を得て KASHIWARP データを持ち出すことができる。① KASHIWARP データを分析・統計解析した結果、加工したデータであること。② KASHIWARP 運営・運用委員会より許諾を受けた利用目的であること。
 17. 利用者は、データが漏洩等のインシデントが発生した場合には、速やかに利用者所属機関の情報管理責任者に書面(電子メールへの添付ファイルを含む)による報告を行うこと。情報管理責任者は、速やかに KASHIWARP 運営・運用委員会に書面(電子メールへの添付ファイルを含む)で報告を行うこと。

附 則

(施行期日)

このポリシーは、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別紙1 利用料

利用年額

権利 データ閲覧とダウンロード権